

吉岡議員に対する問責決議

本町議会では、令和元年第10回9月定例会において、地方自治法第112条及び安平町議会会議規則第13条第2項の規定に基づく事務検査に関する決議を議決し、町有地に堆積された汚泥発酵肥料の成分分析調査を行うこと及びその検査の権限を経済常任委員会に付託することを提案者である吉岡議員の提案に基づき議決した。

その後、10月に経済常任委員会を開催し、調査の内容を決定し、議長名で町に対し分析結果を令和元年12月6日までに提出するよう求めたところである。

しかしながら、提案者である吉岡議員のホームページでは、「検査結果が届いているのに臨時会で公表しない」、「結果を2週間も塩漬けにしている」、「隠蔽ではないか」と付託事件の手続き手順を踏んでいる経済常任委員会及び議会を提案者自らが侮辱している。そして審議中の内容を公然と公開しており議会の信頼に関わる問題である。そして分析の結果を異なる基準に置き換え危険を煽り、さらに根拠も示さず企業名を挙げ公開するなど、風評被害の危険性、心配を植え付ける内容は、議員としてのモラルが欠落しており、その行為は議会の信頼を損ね議会の秩序を乱す行為であり決して看過できるものではない。

よって、本町議会は、吉岡議員の責任をここに問い猛省を求める。

以上決議する。

令和元年12月19日

安 平 町 議 会